

1. 2021年度動物実験計画書 承認数

新規申請	0件
継続申請	0件

2. 2021年度教育訓練とその参加者

(開催日) 2021/9/21 (水)

(講習内容) [動物実験講習会資料を参照](#)

3. 2021年度動物実験委員会委員

◎島谷 祐一	動物実験等に関して優れた識見を有する者	理工学部 医用工学科
○小林 千尋	動物実験等に関して優れた識見を有する者	理工学部 医用工学科
中島 保寿	実験動物に関して優れた識見を有する者	理工学部 自然科学科
柴田 浩	〃	理工学部 医用工学科
櫻井 俊彰	その他学識経験を有する者	理工学部 機械工学科

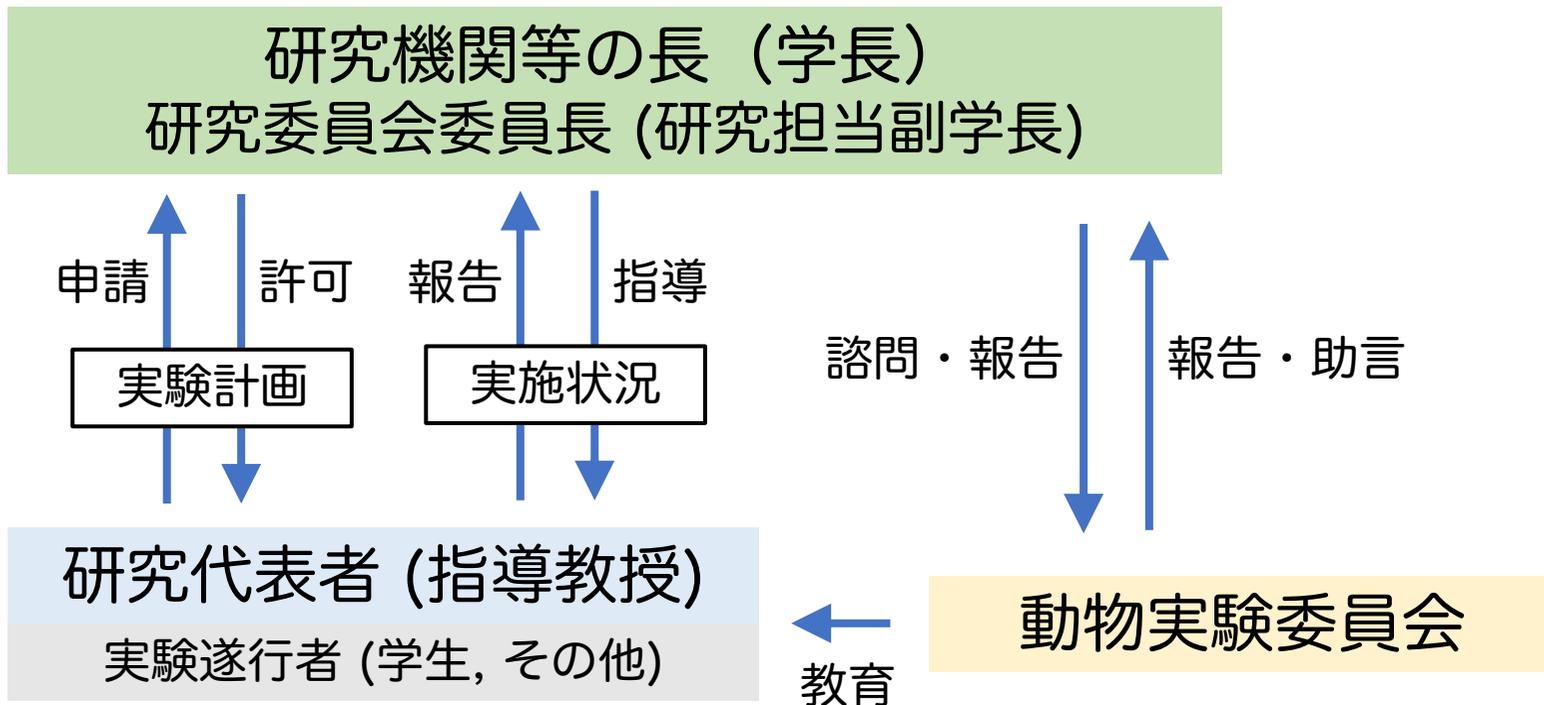
※◎委員長 ○副委員長

# 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省）

動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学会会議）

## 動物実験規程（大学）



# 実験動物と動物実験に関する法律

## 動物愛護法

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)

### 第五章 雑則

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

要約すると...

## 動物実験を行うときは、次の 3R に心がけること

1. できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること  
(Replacement)
2. できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること  
(Reduction)
3. できる限り動物に苦痛を与えないこと  
(Refinement)

注) ここでいう「動物」とは、爬虫類、鳥類、哺乳類を指す。

両生類、魚類、無脊椎動物等は含まない。

(生理学実験で用いるウシガエルは対象外である。もちろんヒトも組織・細胞も対象外)

# その他、動物実験に関すること

## 動物実験に関するその他の法律、規定

- ・動物実験に用いる麻酔薬のうち、麻薬に分類されるケタミン(ケタラール)の使用には、東京都の**麻薬研究者免許**が必要 (免許を持った教員の指導に従うこと)
- ・動物実験に用いる鎮静剤のうち、向精神薬に分類されるペントバルビタールナトリウム(ソムノペンチル)の使用には、**向精神薬研究施設**の設置許可が必要 (大学として取得済み)
- ・ウシガエルは実験等物の定義には当てはまらないが、**特定外来生物**なので、飼育・使用には環境省の**特定外来生物の飼養等の許可**が必要 (免許取得済み)

## 動物実験に関する医用工学科のルール

- ・動物の飼育室、手術室、クリーンルーム等の使用に関しては、担当教員(桃沢先生, 小林先生, 柴田先生) による講習会を受けて使用許可を得る必要がある
- ・総合実習、卒論、修論などにおける個々の動物実験に関する注意は、担当の指導教員の先生から別途説明があると思うので、よく聞いてそれに従うこと。